

「沼川（高橋川）流域治水協議会」設立趣意書（案）

沼津市西部に位置する沼川（高橋川）流域は、かつては「浮島沼」と呼ばれる自然排水が困難な船底型の低地帯であるとともに、河川勾配が緩やかであることから、昭和 51 年 8 月の豪雨災害をはじめ、平成 10 年代の台風等の襲来により、浸水被害が多発している。

このため、平成 20 年 3 月に「沼川（高橋川）流域豪雨災害対策アクションプラン」を静岡県及び沼津市で策定し、ハード対策とソフト対策を組合せた総合的な雨水排水対策を関係機関が連携・協力して、水害対策に取り組んできており、浸水被害の軽減に一定の効果の実現をしたところである。

しかしながら、令和 3 年 7 月豪雨など、近年では激甚な水害が発生しており、今後も気候変動に伴う降雨量の増大などにより、水害の激甚化・頻発化が想定され、これらに備える必要がある。

このためには、これまでの取組を拡大・深化させ、あらゆる関係者が意識・行動に減災を考慮することが当たり前となる、防災・減災が主流となる社会の形成を目指し、流域の全員が協働して水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進する必要がある。

よって、ここに関係機関の密接な連携体制を構築するとともに、被害の防止や軽減に資する対策を総合的に検討し実施していくため、沼津市西部地区の沼川（高橋川）流域の関係機関で構成する「沼川（高橋川）流域治水協議会」を設置するものである。